

---

---

# 多治見市バリアフリー基本構想

---

---

— だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり —

令和3年3月  
多治見市

## はじめに

本市では、高齢者や障がいのある方をはじめ、市民の皆様が安全で快適に暮らせるまちづくりを行うため、平成25年にバリアフリー法に基づいて策定した「多治見市バリアフリー基本構想」により、多くの方が利用する多治見駅周辺地区の公共施設や、公共施設へ至る経路の整備を進めてきました。

国においては、東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした共生社会の実現、高齢者や障がいのある方も含んだ一億総活躍社会の実現のため、平成30年にバリアフリー法が改正されました。

本市においては、令和2年4月から第7次総合計画後期計画に取り組んでおり、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を柱に、各施策を推進しているところです。この度、基本構想の計画期間が終期を迎えることから、国の法改正や総合計画の見直しを踏まえ、より一層のバリアフリー化を図ることを目的にバリアフリー基本構想の改定を行いました。

改定にあたっては、多治見市バリアフリー推進協議会での議論をはじめ、同委員による施設の視察や、障がい者団体等との意見交換を行うなど、様々な意見を取り入れることに努めました。

今後の多治見市のバリアフリー化においては、『だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり』を基本目標として、行政、施設管理者、関係事業者、市民が一丸となり取り組んでまいります。

令和3年3月吉日 多治見市長 古川 雅典



## 《もくじ》

<b>第1章</b>	<b>バリアフリー法及び基本構想について</b>	1
1.	多治見市バリアフリー基本構想改定の背景	
2.	基本構想改定の目的	
3.	バリアフリー法の概要	
<b>第2章</b>	<b>多治見市の現況及び福祉のまちづくりの取り組み</b>	
1.	多治見市の現況	3
2.	福祉のまちづくり	10
3.	多治見市バリアフリー基本構想による整備の進捗状況	12
<b>第3章</b>	<b>上位関連計画の把握</b>	
1.	基本構想の位置づけ	21
2.	上位関連計画の整理	22
<b>第4章</b>	<b>高齢者、障がい者等の意向把握</b>	
1.	バリアフリーに関する意見交換会	23
2.	パラー文化ホールの現地確認	25
<b>第5章</b>	<b>バリアフリー化の基本目標及び基本方針</b>	26
<b>第6章</b>	<b>重点整備地区の設定</b>	
1.	重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について	27
2.	重点整備地区の設定の考え方	29
3.	重点整備地区における要件の整理	32
<b>第7章</b>	<b>重点整備地区における整備計画</b>	
1.	重点整備地区における整備計画について	34
2.	整備等の基本的な考え方	36
3.	整備方針及び整備目標	38
<b>第8章</b>	<b>総合的なバリアフリー化の推進</b>	
1.	バリアフリー化のさらなる推進	46
2.	今後の推進方策	56
<b>付属資料</b>		
	・多治見市バリアフリー推進協議会設置要綱	59
	・多治見市バリアフリー推進協議会委員名簿	61
	・改定経緯	62